現場代理人等決定（変更）通知書

年　　月　　日

　南島原市長　　　　　　　様

受注者　住　　　　所

商号又は名称

氏　　　　名

　下記のとおり確認したうえ決定（変更）したので通知します。

（A）「経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者」と「現場代理人又は配置技術者」との兼務（該当に○）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 兼務はありません |
|  | 兼務があり、別途協議します |

記

工事番号　　第　　　号

工事名

工事場所　　南島原市　　　町

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名（フリガナ） | 生年月日 |  |  | 兼務はありません |
|  |  |  |  | 兼務があり、別途協議します |

１　現場代理人　（B）「他の工事（国、県、市町、民間等全て）の現場代理人、配置技術者」との兼務（該当に○）

２　主任技術者、監理技術者、特例監理技術者・監理技術者補佐

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施工体制 | 技術者の区分 | 氏名（フリガナ）（生年月日） | 資　　格 | 登録番号又は資格者証番号 |
| 直営 | ①全て自社施工 | 主任技術者専任非専任 | （　　　生） |  |  |
| 一部下請施工 | ②下請総額4,500万円未満 |
| ③下請総額4,500万円以上4,500万円未満で監理技術者を配置する場合含む | 監理技術者又は特例監理技術者 | （　　　生） |  |  |
| 監理技術者補佐 | （　　　生） |  |  |

（C）請負代金4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の場合「他の工事（国、県、市町、民間等全て）の現場代理人、配置技術者」との兼務（該当に○）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 兼務はありません |
|  | 兼務があり、別途協議します |

３　専門技術者（工事の種類　　　　　　　工事）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名（フリガナ） | 生年月日 | 資　　格 | 登録番号又は資格者証番号 |
|  |  |  |  |

備考

１　建設業許可を受けている建設業者が施工する工事には、必ず「主任技術者」を選任すること。なお、請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となる場合、配置技術者は工事ごとの「専任の」者を、下請代金の総額が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となる場合、主任技術者に代え「監理技術者」を選任する。

２　技術者の区分：主任技術者欄の「専任」「非専任」に○を付けること。

３　資格欄には、建設業法のうち該当するものを記入するとともに、当該工事に必要となる資格者証等の写しを添付する。（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること。）

４　監理技術者又は特例監理技術者については、監理技術者資格者証の写し（表・裏とも）及び監理技術者講習修了証の写しを添付する。ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しの添付は要しない。

５　専門技術者とは、建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。

６　（A）（B）（C）欄は兼務状況を確認するものであり、該当に○をすること。

※　各項目の兼務については、別に定める通知に基づき発注者が認めた場合を除き、認めない。